

株主の皆様へ

神戸市中央区港島三丁目6番地1
兵機海運株式会社
代表取締役社長 大東 洋治

第73回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本県熊本地方を震源とする地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 10階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第73期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
 - 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

・ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理人は、株主ご本人の議決権行使書用紙及び委任状を会場受付にご提出くださるようお願い申し上げます。

※ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hyoki.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安を追い風にした企業業績の好調な回復が見られ、前半は良好に推移いたしました。

しかしながら、中国や東南アジア新興国の景気の減速や年明け後の円高株安の傾向が響き、素材業種や輸出企業を中心に景気の息切れ感が強まりました。

一方で、設備投資は堅調であり、雇用情勢も改善が続いており、経済基調に底堅いものも見られることから、急激な景気低下を招くには至りませんでした。経済の鈍化が鮮明になってまいりました。

このような状況下におきまして、当社グループは「安全・迅速・信頼」をモットーに、より「堅実な兵機」との信頼を得るべく事業展開を進めてまいりました。

海運事業では、燃料価格が年間を通じて安値安定でコスト軽減に寄与いたしました。しかし、内航事業にありましては太宗貨物である鋼材輸送の足取りが重い状態で推移し、厳しい展開となりました。

また、外航事業にありましては、旧長門海運株式会社(平成27年1月吸収合併)との相乗効果が具体的な形で出始めてまいりました。

港運・倉庫事業では、国内消費の弱含みが輸入雑貨を主とする物流取扱いに大きく影響し、特に大阪地区ではその大半を東南アジア輸入貨物に依存するところから、厳しい展開となりました。

これらの結果、当連結会計年度の実績は、次のとおりとなりました。

取扱輸送量において約9%(前期比較)の落ち込みがあり、売上高も12,797百万円(前期比1,024百万円減 92.6%)と大幅な減収になりました。

一方で、燃料価格の安定化で一部コスト軽減には繋がったものの、売上高の減少に固定コストの削減対応が及ばず、備船・備車による輸送経費や管理経費のコスト比率が高まったことから、経常利益は177百万円(前期比91百万円減 66.0%)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は当該年度の税金費用36百万円を差し引き113百万円(前期比2百万円減 97.8%)と減益になりました。

(事業の成果)

取扱輸送量	3,658千屯	前期比	359千屯	減	(91.1%)
売上高	12,797百万円	前期比	1,024百万円	減	(92.6%)
営業利益	182百万円	前期比	133百万円	減	(57.8%)
経常利益	177百万円	前期比	91百万円	減	(66.0%)
親会社株主に帰属する 当期純利益	113百万円	前期比	2百万円	減	(97.8%)

■内航事業

当期は、主要取扱貨物である鋼材の国内需要が低迷し、メーカーの減産や在庫調整により、取扱量が減少しました。また、輸送貨物全般にあってもその取扱いに伸びが見られず、厳しい営業展開となりました。結果としまして、売上高は5,734百万円（前期比633百万円減 90.1%）と大幅減収になりました。一方、燃料コストの軽減効果はあったものの、安定輸送と定期傭船の観点から傭船料削減には厳しいものが見られたこともあり、営業利益は131百万円（前期比181百万円減 41.9%）と大幅な減益となりました。

■外航事業

前期末に実施した赤字社船の売却により、取扱輸送量と売上高に落ち込みがあったものの、ロシア航路と台湾航路の二軸体制の確立とその相乗性が徐々に形をつくり始めたことや、自社船運航の穴を委託船契約でカバーできたこともあり、運航効率が向上しました。結果としまして、売上高は1,299百万円（前期比38百万円減 97.1%）と減収になったものの、営業利益は5百万円（前期は48百万円の営業損失）と大幅に収益性が改善し、経営課題でありました外航事業の黒字化を見ることができました。

■港運事業

中国経済の減速、更には東南アジアの伸び悩みが事業全体に大きく影を落とす結果となりました。平成26年度に比較して、円安基調で推移したこともあり、機械類の輸出が順調に推移いたしましたが、アパレルをはじめとする輸入貨物の取扱いに落ち込みが激しく、特に中国からの輸入に頼る大阪地区では厳しい営業展開となりました。結果としまして、売上高は4,541百万円（前期比330百万円減 93.2%）と減収になりました。また、輸送コスト、管理経費ともに節減を図るものの売上高の減収にみあうコスト削減がこれに及ばず、営業利益では56百万円（前期比13百万円減 80.2%）と大幅な減収となりました。

■倉庫事業

港運事業に連動する外貿貨物の取扱いにあっては非常に厳しい状況で推移しました。特に大阪と神戸の両物流センターにおいては、中国経済の減速と円安基調が雑貨貨物の取扱いに大きく影を落とす結果となりました。一方、姫路地区倉庫で始まった長期取扱い案件が安定収益に寄与をしたことや、摩耶倉庫の輸出貨物の取扱いが底堅かったこともあり、厳しい業績の中でもこれらが事業収支の下支えとなりました。結果としまして、売上高1,221百万円（前期比22百万円減 98.2%）と減収になり、利益貢献には至りませんでした。コスト軽減にも努めましたことから、営業損失10百万円（前期比7百万円改善）となりました。

■事業別実績

事業区分	取扱量	売上高	営業損益
内航事業	1,995千屯	5,734百万円	131百万円
外航事業	303千屯	1,299百万円	5百万円
港運事業	1,188千屯	4,541百万円	56百万円
倉庫事業	171千屯	1,221百万円	△10百万円
その他事業	—	0百万円	0百万円
合計	3,658千屯	12,797百万円	182百万円

(2) 対処すべき課題

次期の経営環境の見通しにつきましては、中国や新興国の景気の減速や円高株安の傾向が今後更に進む場合、企業収益の頭打ち感が顕著となり、景気回復の持続力に陰りが出始めるものと考えられます。これにより、景況感の後退が設備投資や賃上げの抑制にまで波及する恐れもあり、近年の景気回復は企業景気がけん引してきたという実績を踏まえると、先行きについても警戒感が強まるものと考えられます。

当社グループを取り巻く物流一般の経営環境にありましては、規制緩和と大手事業者による総合物流化という波が港湾物流をボーダレスに追い込み、基盤の弱い事業者からその淘汰が深く静かに進行していくものと考えます。

そのような状況下、港運倉庫事業にありましては、念願のAEO通関事業者の認定を取得できたことから、今後予定される規制緩和に対し、守りから攻めへの転換を図ってまいります。また、海運事業にありましては、引き続き老朽船や不採算船の整理と船腹強化に注力いたします。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は160百万円で、その主なものは海運事業における船腹増強（持分社船の強化）で135百万円、倉庫事業の設備強化として19百万円（作業用フォークリフト等）であります。なお、これらに必要な資金は、主に自己資金でまかなっております。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直近3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 70 期 平成25年 3 月期	第 71 期 平成26年 3 月期	第 72 期 平成27年 3 月期	第 73 期 (当連結会計年度) 平成28年 3 月期
売 上 高	12,621	13,987	13,822	12,797
営 業 利 益	51	210	316	182
経 常 利 益	56	150	268	177
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又は当期純損失 (△)	8	△63	116	113
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△)	73銭	△5円34銭	9円82銭	9円61銭
総 資 産	11,619	12,695	11,836	11,065
純 資 産	1,656	1,675	1,803	1,748
1株当たり純資産額	139円94銭	141円52銭	152円37銭	147円75銭

(注) 1. 表中の△は損失を示します。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)」に変更しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名 (所 在 地)	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
I. S. LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有
K. S. LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有
K. S. MAYA LINES S. A. (パナマ共和国)	10,000米ドル	100.0%	外航船舶の所有

(注) K. S. ROKKO LINES S. A. につきましては、平成27年6月30日付で清算終了したため、重要な子会社から除外しました。

(7) 主要な事業内容

内航海運業、外航海運業、港湾運送業並びに港湾運送関連事業、倉庫業、通関業、貨物利用運送業、輸出入貨物取扱業、国際複合輸送業

(8) 主要な営業所と従業員の状況

区 分	内航事業	外航事業	港運事業	倉庫事業	その他／管理
本社（*1）					19
本社営業部（*1）			40		
倉庫部（*1）				47	
内航海運部（*2）	16				
東京支店（東京都中央区）	3		10		
大阪支店（大阪市住之江区）			29	5	
姫路支店（姫路市飾磨区）	30		2	17	
中国支店（岡山県倉敷市）			5		
外航部（*3）		7			
合 計	49名	7名	86名	69名	19名
	230名 <4名増> 平均年齢42.0歳 平均勤続年数13.1年				

- (注) 1. *1印は神戸市中央区港島の神戸物流センター内に所在しており、倉庫部は、神戸物流センター内と神戸市灘区の事業所に所在しております。
2. *2印の内航海運部は地区別の事業部からなり、本社・姫路・中国、新たに平成28年4月1日付で、東京事業所が加わり、各事業所に所在しております。
3. *3印の外航部は、それぞれ大阪市北区（運航）と東京支店（営業）の事業所に所在しております。
4. 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数・出向受け入れ社員数は除いております。
5. 合計欄<>内は前連結会計年度末比較を表します。

(9) 主要な借入先

借 入 先	当連結会計年度末現在の借入額
株 式 会 社 み な と 銀 行	1,074百万円
財 団 法 人 民 間 都 市 開 発 推 進 機 構	1,030
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,014
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	764

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式の状況

① 株式数と株主数

発行可能株式総数	発行済株式の総数	株主数
40,000,000株	12,240,000株 (自己株式368,673株を含む)	940名 (前期比3名減)

② 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
共栄火災海上保険株式会社	1,170千株	9.85%
株式会社みなと銀行	580千株	4.88%
桧垣千寿子	565千株	4.75%
ふたば会（取引先持株会）	558千株	4.70%
永田光春	455千株	3.83%
加藤清行	420千株	3.53%
株式会社三井住友銀行	402千株	3.38%
兵機海運株式会社従業員持株会	308千株	2.59%
株式会社りそな銀行	300千株	2.52%
大川良彰	188千株	1.58%

- (注) 1. 当社は自己株式として368,673株を保有しておりますが、表記はしていません。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	大東 洋治	兵庫海運組合理事長
専務取締役	平井 清隆	営業本部長 安全統括担当
常務取締役	大石 修	大阪支店長 港運・倉庫事業担当
常務取締役	佐藤 清	内航事業担当 七洋船舶管理(株)代表取締役
常務取締役	橋田 光夫	外航部長
取締役	松本 利晴	AEO総括管理部門責任者
取締役	田中 康博	財務管理本部長 財務部長
取締役	安積 拓也	管理部長兼内部監査室長
社外取締役	赤木 潤子	神戸ブルースカイ法律事務所 弁護士
常勤監査役	兼光 徳治	
社外監査役	加納 諄一	
社外監査役	五島 大亮	神戸市議員 五島公認会計士事務所代表 公認会計士 みなと神戸税理士法人社員 税理士

- (注) 1. 取締役赤木潤子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役加納諄一氏及び監査役五島大亮氏は、社外監査役であります。
3. 監査役兼光徳治氏は経理業務の経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役五島大亮氏は公認会計士及び税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役赤木潤子氏並びに監査役加納諄一氏及び監査役五島大亮氏の3名を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 事業年度中の役員の変動等

日 付	氏 名	(新)	(旧)
平成27年 6月25日	黒田 薫	<退任>	取締役営業本部室長
平成27年 6月25日	佐藤 清	常務取締役 内航事業担当 七洋船舶管理(株)代表取締役	取締役 内航事業担当 七洋船舶管理(株)代表取締役
平成27年 6月25日	橋田光夫	常務取締役 外航部長	外航部長
平成27年 6月25日	赤木潤子	社外取締役 神戸ブルースカイ法律事務所 弁護士	<新任>
平成27年 7月1日	大石 修	常務取締役 大阪支店長 港運・倉庫事業担当	常務取締役 本社営業部長兼倉庫部長 港運・倉庫事業担当 AEO総括管理責任者
平成27年 7月1日	松本利晴	取締役 AEO総括管理部門責任者	取締役姫路支店長

6. 事業年度末日後の役員の変動等

日付	氏名	(新)	(旧)
平成28年 4月1日	佐藤 清	常務取締役 内航事業担当 姫路支店管掌 七洋船舶管理(株)代表取締役	常務取締役 内航事業担当 七洋船舶管理(株)代表取締役
平成28年 4月1日	橋田光夫	常務取締役 外航部長 東京支店管掌	常務取締役 外航部長
平成28年 4月1日	松本利晴	取締役 AEO総括管理責任者	取締役 AEO総括管理部門責任者
平成28年 4月1日	安積拓也	取締役 管理部長 内部監査室管掌	取締役 管理部長兼内部監査室長

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	対象人員	報酬等の総額
取締役 (うち、社外取締役)	10名 (1)	95百万円 (1)
監査役 (うち、社外監査役)	3 (2)	8 (2)
合計 (うち、社外役員)	13 (3)	104 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当期末の取締役の員数は9名、監査役の員数は3名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成27年6月25日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。
 3. 役員退職慰労金制度廃止に伴う退任時打ち切り支給決議（平成17年6月28日開催の第62回定時株主総会決議）に係る役員に対し、当事業年度末現在で取締役2名分11百万円が未支給となっております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当社との関係

取締役赤木潤子氏は、神戸ブルースカイ法律事務所の所属弁護士であります。当社と同事務所との間における取引額は僅少であり、当社は、取締役赤木潤子氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けております。

監査役五島大亮氏は、五島公認会計士事務所代表及びみなと神戸税理士法人社員を兼ねております。当社と同事務所との間に取引等の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役赤木潤子氏は、平成27年6月25日就任以降に開催された定例取締役会全てに出席し、弁護士としての経験を通じて培った法務全般に関する高

度の専門性にに基づき、適宜発言を行っております。

監査役加納諄一氏及び五島大亮氏は、当事業年度の任期期間中に開催された定例取締役会並びに監査役会の9割以上に出席し、それぞれの専門的な見地見識から公正な意見の表明を行ったほか、監査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項について意見の表明を行っております。

ハ. 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と取締役赤木潤子氏並びに監査役加納諄一氏及び監査役五島大亮氏は、定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額となります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称及び報酬等の額

会計監査人の名称：あけぼの監査法人	
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

② 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうか検討する方針です。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、本体制に関連し、コーポレートガバナンス全般を企業の外的側面から歪めるものとして、反社会的勢力の存在を警戒認識し、同勢力に対する監視、非接触および排除を図っております。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 企業としての意思決定の透明性や公正性を高めるための基本方針として、「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、その継続的な向上を図る。また、役職員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、その徹底を図るため、統括部署を定めコンプライアンス教育を行う。
さらに、不適切な財務報告や不正に関連する内部通報情報が適時に監査役に入るシステムを設け、相互牽制の強化を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程により保存管理され、取締役および監査役は常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 「リスク管理規程」を制定し、情報集約や全社的管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、各部門で潜在的リスクを含めて定例的に洗替を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 各事業別の専門的な経営課題については必要に応じて担当取締役が主導する会合等で検討され、月例の取締役会へボトムアップを行いつつ、取締役会につながる経営のトップダウンと情報のボトムアップを融合させる重要な会議体としての「各支店長会議」を定期的に招集し、取締役の職務執行の効率化を図る。
また、「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項に関しては、上程、事前審査、裁決と3段階の検討機関を経ることにより、効率的な職務執行を確保する。
- ⑤ 当会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
 - 当社は海外において実質支配するタイの現地法人および海外仕組み船子会社（パナマ）を有している。これらは共に当社の内部統制の管理下において、当社の担当取締役および担当職員が直接に業務を執行しており、グループとしての一体管理を実践している。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制（その使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）
 - 取締役は、社内常時開示されている「兵機グループにおける監査の実効性の確保に関する取締役会宣言」（以下「取締役会宣言」という。）の定めに従い、監査役の職務の遂行のための必要な体制を整備し、その実効性の確保に留意する。
監査役は、監査業務に必要な事項を内部監査室の職員に命令することができ、同職員は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けない。監査役（会）を主な構成員とする審査委員会に対し、それを補助する内部監査室員が能動的に情報の提示説明することを可能とする。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 監査役は、取締役会やリスク管理委員会等に出席し、情報を共有すると共に不適切な財務報告や不正等の情報が適時に監査役に入る内部通報システムを構築しグループ全体で適用する。
- ⑧ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - 「内部通報規程」及び「取締役会宣言」により、当社グループの役職員が当該通報をしたことを理由に不利な取り扱いの禁止を明記し、これを実施する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の処理に手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役からその業務に係る費用の前払等の請求があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - グループ全体において監査役への情報共有化のルートが明確化され、必要な報告が適時に報告される体制を構築し、これを「取締役会宣言」で担保することにより、監査役会の監査の実効性を確保する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての運用状況は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取組み
 - コンプライアンス委員会の責任者である代表取締役社長はコンプライアンス委員会の運営に際し、各部署等の責任者を任命しています。コンプライアンス委員会を随時開催し、内部統制監査報告等をはじめとする重点報告事項に関し、情報共有を行いました。また、インサイダー取引防止啓発や社内研修制度の立案等を行いました。さらに、事業部内で担当者によりコンプライアンスに関する研修を全社的に行いました。一方、法令・定款違反行為、各種ハラスメント等コンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報規程」を定め、その通報先窓口を監査役として、「取締役会宣言」で担保することにより、情報提供者の保護に十分に配慮しております。
- ② リスク管理体制の強化
 - リスク管理委員会の責任者としての担当取締役は、リスク管理委員会の運営に際し、各部署等の責任者を任命しております。「リスク管理規程」「リスク管理委員会 運営要領」の運営指針によりリスク管理委員会を随時開催し、リスクの吸い上げ、評価仕分、対応策の決定及びモニターを行いました。また、より能動的な行動がとれるようリスク現場に近い実務担当者（副委員）組織を構成し、実践的なリスク管理行動を進めてまいりました。

③ 業務執行の適正性や効率性の向上

□ 常務連絡会を適宜開催し、各担当事業の計画達成状況及び経営課題等の把握や確認を行いました。また、月例取締役会に先立ち業務執行役員による会議を適宜に開催し、議案の事前確認等を行い、意思決定の迅速化・効率化を図っております。さらに、実務責任者が参加する支店長会議におきましては、各事業所の方向性や課題を実務責任者よりボトムアップするとともに、期間単位での進捗状況の評価・指導は取締役会よりトップダウンを行い、業務執行の適正性を向上させました。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

□ 海外事業の一環として実質支配するタイ現地法人並びに外航事業としてのパナマ船子会社に関しましては、その業務遂行にあたりまして、取締役会で経営状況を常時把握し、グループ全体の企業価値の向上に努めております。また、「コンプライアンス規程」「リスク管理規程」等、当社内部統制と整合性をもった管理下のもと、法令を遵守しつつ業務の適正性を確保しております。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

□ 監査役会は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員2名を含む監査役3名で構成しております。各監査役は稟議書等の重要案件を常時閲覧できる環境にあり、監査の実効性の向上を図っております。また、監査役会は重要審議事項に関しては、同じく東京証券取引所の定めに基づく独立役員である社外取締役と連携をとりつつ、協議・審査を行い、取締役会との相互牽制を図りました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	3,458	流動負債	5,264
現金及び預金	1,595	支払手形	242
受取手形及び売掛金	1,525	買掛金	812
短期貸付金	114	短期借入金	4,051
貯蔵品	30	リース債務	8
前払費用	40	未払法人税等	4
未収消費税等	9	賞与引当金	3
繰延税金資産	12	その他	142
その他	139	固定負債	4,051
貸倒引当金	△8	長期借入金	3,570
固定資産	7,606	リース債務	5
(有形固定資産)	(5,830)	退職給付に係る負債	335
建物・建物附属設備	2,487	未払役員退職慰労金	11
船舶	1,707	船舶修繕引当金	51
土地	1,533	デリバティブ債務	76
リース資産	5		
その他	97	負債合計	9,316
(無形固定資産)	(140)	純 資 産 の 部	
借地権	119	株主資本	1,627
リース資産	9	資本金	612
その他	11	資本剰余金	33
(投資その他の資産)	(1,635)	利益剰余金	1,074
投資有価証券	1,015	自己株式	△92
長期貸付金	452	その他の包括利益累計額	121
長期前払費用	1	その他有価証券評価差額金	173
繰延税金資産	133	繰延ヘッジ損益	△52
その他	62	純資産合計	1,748
貸倒引当金	△28		
資産合計	11,065	負債及び純資産合計	11,065

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		12,797
売上原価		10,976
売上総利益		1,821
販売費及び一般管理費		1,638
営業利益		182
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	20	
持分法による投資利益	10	
その他	46	92
営業外費用		
支払利息	89	
その他	8	97
経常利益		177
特別損失		
貸倒損失	1	
貸倒引当金繰入額	25	27
税金等調整前当期純利益		149
法人税、住民税及び事業税	17	
法人税等調整額	19	36
当期純利益		113
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		113

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成27年4月1日期首残高	612	33	1,019	△92	1,573
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△59		△59
親会社株主に帰属する当期純利益			113		113
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	54	△0	54
平成28年3月31日期末残高	612	33	1,074	△92	1,627

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	その他の包括利益 累計額合計	
平成27年4月1日期首残高	289	△59	230	1,803
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△59
親会社株主に帰属する当期純利益				113
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△115	6	△109	△109
連結会計年度中の変動額合計	△115	6	△109	△55
平成28年3月31日期末残高	173	△52	121	1,748

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 (3社)
- ・主要な連結子会社の名称

「I. S. LINES S. A.」「K. S. LINES S. A.」「K. S. MAYA LINES S. A.」

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました「K. S. ROKKO LINES S. A.」は、平成27年6月30日付で清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の数 (2社)
- ・主要な非連結子会社の名称

「HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO., LTD.」

「HYOKI SHIPPING AND TRADING (THAILAND) CO., LTD.」

- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 (1社)
- ・主要な会社等の名称 「株式会社吉美」

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・持分法を適用していない関連会社数 (1社)
- ・主要な会社等の名称 「七洋船舶管理株式会社」
- ・持分法を適用しない理由

七洋船舶管理株式会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

- ・すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. たな卸資産

- ・貯蔵品(内航船) 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
- ・貯蔵品(外航船) 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 有価証券(その他有価証券)

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による算定)
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

- ハ. デリバティブ 時価法
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- ・建物及び船舶の一部 定額法
 - ・その他のもの 定率法
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ・その他の無形固定資産 定額法
- ハ. リース資産
- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 債務保証損失引当金
保証債務による損失に備えるため、被保証先の財務内容等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- ハ. 船舶修繕引当金
船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドッグ費用を見積り計上しております。
- ニ. 賞与引当金
従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方針
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法を用いた関便法を適用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
輸送完了基準（揚切基準）により収支対応するよう計上しております。
- ⑥ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により、円価に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ⑦ 重要なヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
- イ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金利息
- ロ. ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ハ. ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または金利変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または金利変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては

有効性の評価を省略しております。

- ⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結計算書類の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
・建物	1,884百万円
・船舶	865百万円
・土地	1,526百万円
・投資有価証券	435百万円
計	4,712百万円

担保に係る債務	
・短期借入金	1,846百万円
・長期借入金	2,831百万円
計	4,677百万円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,107百万円 (内 減損損失累計額 227百万円)

- (3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・新正海運有限公司	497百万円
・英幸海運有限公司	455百万円
・誠進海運株式会社	71百万円
計	1,025百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数並びに自己株式の数に関する事項

○区 分 ・ 株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 の株式数
①発行済株式の総数 ・ 普通株式	12,240,000株	一株	一株	12,240,000株
②自己株式の数 ・ 普通株式	404,412株	1,984株	一株	406,396株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り1,984株によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額	一株当 たりの 配当金	基準日	効 力 発 生 日
平成27年6月25日 第72回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59百万円	5円	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額	一株当 たりの 配当金	基準日	効 力 発 生 日
平成28年6月23日 第73回定時株主総会	普通株式	利益剰余金	59百万円	5円	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、海運事業・倉庫事業を行うための設備計画に照らして、銀行借入により資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び未収運賃は、顧客の信用リスクに晒されています。また、一部の営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されています。また、取引先企業等に対し長期貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。また、一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、設備資金に係る借入金の過半には財務制限条項を約定しております。また、このうち変動金利での借入分は金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記1.「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」(4)「会計方針に関する事項」⑦「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い営業債権について取引先ごとに与信限度額を決め、管理部が取引先の状況の定期的なモニタリングを実施しております。その中で回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引の取扱要領により、その取引と管理を行っております。残高照合等は四半期決算ごとに実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

区 分	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預金	1,595百万円	1,595百万円	—
②受取手形及び未収運賃	1,525百万円	1,525百万円	—
③短期貸付金	8百万円	8百万円	—
④投資有価証券	768百万円	768百万円	—
⑤長期貸付金 (1年内回収予定の長期貸付金を含む)	558百万円	600百万円	34百万円
⑥支払手形及び営業未払金	(1,055)百万円	(1,055)百万円	—
⑦短期借入金	(2,400)百万円	(2,400)百万円	—
⑧長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(5,221)百万円	(5,507)百万円	285百万円

備考：表中で負債に計上されている金額については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②受取手形及び未収運賃、③短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他の有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得価額との差額は以下のとおりです。

区 分	種類	取 得 原 価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	276百万円	585百万円	309百万円
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	242百万円	183百万円	△59百万円
合 計		518百万円	768百万円	250百万円

⑤長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りに貸付実行金利から算出したスプレッドを加算したものを割引率として現在価値に割戻しております。

⑥支払手形及び営業未払金、⑦短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑧長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（（注）2. 「デリバティブ取引に関する事項」をご参照ください。）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算出する方法によっております。

(注) 2. デリバティブ取引に関する事項

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
ヘッジ会計が適用されているもの	△76	△76	—

備考：デリバティブ取引によって生じた正味の債務を表示しております。

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

金利関連（時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等によっております。）ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金時価に含めて記載しております。

（前記（注）1. 「金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項」⑧「長期借入金」をご参照ください。）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	当該時価の算出方法
				うち 1年超		
原則的 処理方法	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	1,196	1,063	△76	取引先金融機関から提示された価格等によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	138	70	△2	
合 計			1,335	1,133	△79	

(注) 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

・区分 : 非上場株式	・連結貸借対照表計上額 : 246百万円
-------------	----------------------

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「5. (2) 表中区分 ④投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	147円75銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円61銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

連結計算書類の記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,489	流 動 負 債	5,187
現金及び預金	1,594	支払手形	242
受取手形	67	買掛金	801
売掛金	1,457	短期借入金	4,051
短期貸付金	176	リース債務	8
貯蔵品	30	未払金	36
前払費用	11	未払法人税等	4
未収消費税等	9	預り金	38
繰延税金資産	12	賞与引当金	3
その他	138	固 定 負 債	4,011
貸倒引当金	△8	長期借入金	3,570
固 定 資 産	7,794	リース債務	5
(有形固定資産)	(4,824)	退職給付引当金	335
建物・建物附属設備	2,487	未払役員退職慰労金	11
構築物	24	船舶修繕引当金	11
機械及び装置	30	デリバティブ債務	76
船舶	701		
車両運搬具	18		
器具・備品	23	負 債 合 計	9,198
土地	1,533	純 資 産 の 部	
リース資産	5	株 主 資 本	1,963
(無形固定資産)	(140)	資本金	612
借地権	119	資本剰余金	33
電話加入権	9	資本準備金	33
施設利用権	0	利 益 剰 余 金	1,403
リース資産	9	利益準備金	153
ソフトウェア	1	その他利益剰余金	1,250
(投資その他の資産)	(2,828)	別途積立金	600
投資有価証券	800	繰越利益剰余金	650
関係会社株式	26	自 己 株 式	△85
長期貸付金	1,833	評価・換算差額等	120
長期保証金	21	その他有価証券評価差額金	173
繰延税金資産	133	繰延ヘッジ損益	△52
その他	42	純 資 産 合 計	2,084
貸倒引当金	△29	資 産 合 計	11,283
資 産 合 計	11,283	負債及び純資産合計	11,283

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		12,797
売 上 原 価		10,971
売 上 総 利 益		1,826
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,636
営 業 利 益		189
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50	
受 取 配 当 金	21	
そ の 他	32	104
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	89	
為 替 差 損	3	
そ の 他	4	97
経 常 利 益		197
特 別 利 益		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	0
特 別 損 失		
貸 倒 損 失	1	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	25	
そ の 他	0	27
税 引 前 当 期 純 利 益		169
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17	
法 人 税 等 調 整 額	19	36
当 期 純 利 益		133

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
			別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
平成27年4月1日期首残高	612	33	153	600	576	1,329	△85	1,890	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△59	△59		△59	
当期純利益					133	133		133	
自己株式の取得							△0	△0	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	73	73	△0	73	
平成28年3月31日期末残高	612	33	153	600	650	1,403	△85	1,963	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日期首残高	287	△59	228	2,118
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△59
当期純利益				133
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△113	6	△107	△107
事業年度中の変動額合計	△113	6	△107	△33
平成28年3月31日期末残高	173	△52	120	2,084

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------|--|
| ① 子会社及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ | 時価法 |
| ④ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・貯蔵品（内航船） | 最終仕入原価法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・貯蔵品（外航船） | 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | |
| ・建物及び船舶の一部 | 定額法 |
| ・その他のもの | 定率法 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | |
| ・自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ・その他の無形固定資産 | 定額法 |
| ③ リース資産 | |
| ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。 |
| ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員（船員）に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。 |
| ④ 債務保証損失引当金 | 保証債務による損失に備えるため、被保証先の財務内容等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。 |

⑤ 船舶修繕引当金

船舶安全法の規定に基づく定期検査等の支出に備えて、5年間に必要とするドッグ費用を見積り計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
・建物	1,884百万円	・短期借入金	1,826百万円
・船舶	489百万円	・長期借入金	2,831百万円
・土地	1,526百万円		
・投資有価証券	435百万円		
計	4,336百万円	計	4,657百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,693百万円

(3) 保証債務

他社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

・新正海運有限公司	497百万円
・英幸海運有限公司	455百万円
・誠進海運有限公司	71百万円

計 1,025百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

区 分	① 短期金銭債権	② 長期金銭債権	③ 短期金銭債務
金 額	62百万円	1,381百万円	17百万円

(5) 取締役に対する長期金銭債務

未払役員退職慰労金は、平成17年6月28日開催の第62回定時株主総会において承認可決された取締役の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給に係る債務であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

区 分	① 売上高	② 仕入高	③ 営業取引以外の取引高
取 引 額	6百万円	496百万円	35百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	366,689株	1,984株	一株	368,673株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り1,984株によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(2) オペレーティング・リース取引

区 分	1 年 内	1 年 超	計
解約不能のものに係る未経過リース料 期 末 残 高 相 当 額	2百万円	—	2百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

種 類	会社名	議決権等の 所有割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	I. S. LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・傭船料支払 ・資金の貸付 ・利息の受取	183 22 10	— 貸付金 —	— 425 —
子会社	K. S. LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・傭船料支払 ・資金の貸付 ・利息の受取	151 73 10	— 貸付金 —	— 459 —
子会社	K. S. ROKKO LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・資金の貸付 ・利息の受取	1 0	— —	— —
子会社	K. S. MAYA LINES S. A.	直接所有 100%	・資金の援助 ・役員の兼任	・傭船料支払 ・資金の貸付 ・利息の受取	162 79 13	— 貸付金 —	— 558 —

(注) 1. 子会社に対する資金の貸付利率については、調達金利を勘案して決定しております。

2. K. S. ROKKO LINES S. A. につきましては、平成27年6月30日付で清算終了しております。

(2) 当事業年度における重要な関連会社は(株)吉美であり、その要約財務内容は以下のとおりです。

流動資産合計	595百万円	流動負債合計	202百万円
固定資産合計	294百万円	固定負債合計	29百万円
資産合計	889百万円	純資産合計	658百万円
売 上 高	税引前利益		当期純利益
1,002百万円	48百万円		31百万円

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 175円61銭
(2) 1株当たり当期純利益 11円23銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

計算書類の記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。また、1株当たり情報は四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

兵機海運株式会社
取締役会 御中

あけぼの監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	三瓶勝一 (印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	東本浩史 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兵機海運株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兵機海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

兵機海運株式会社
取締役会 御中

あけぼの監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	三瓶 勝一 ⑩
指定社員 業務執行社員	公認会計士	東本 浩史 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兵機海運株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あけぼの監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

兵機海運株式会社 監査役会
常勤監査役 兼 光 徳 治 ㊟
社外監査役 加 納 諄 一 ㊟
社外監査役 五 島 大 亮 ㊟

以 上

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、グループの業績及び今後の事業展開を勘案した安定配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、最終利益に厳しいものもございますが、株主の皆様の日頃のご支援にお応えすべく、以下の内容とさせていただきたいと存じます。

<期末配当に関する事項>

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は59,356,635円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社は、複数の社外取締役を含む監査等委員である取締役を置くことで、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。また、現行定款第35条（監査役の実任）の削除に伴い、その経過措置として附則を新設するものです。
- (2) 現行定款第28条（取締役の実任）について、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で取締役の実任を免除することができる旨の規定として新設するとともに、第2項の規定の一部変更するものであります。
なお、この規定の新設及び変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会への委任が可能な条件を満たしております。今回の監査等委員会設置会社への移行に伴い、株主の皆様への適正な配当施策を機動的に行う必要性を重視し、剰余金の配当等を従来の株主総会決議に加え、取締役会決議により行うことを可能にするため規定の新設を行うものであります。
- (4) 上記各条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすることその他の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ~ 第3条 <条文省略>	第1条 ~ 第3条 <現行どおり>
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほ	第4条 当社は、株主総会および取締役のほ

現 行 定 款	変 更 案
<p>か、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 ～ 第11条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第17条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>9名以内とする。</u> <新設></p> <p>(<u>選任および解任</u>)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任および解任する。 <新設></p> <p>② <条文省略></p> <p>③ <条文省略></p> <p>④<u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有</u></p>	<p>か、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <削除> 3. 会計監査人 <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条 ～ 第11条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第17条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>11名以内とする。</u> ②<u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(<u>選任方法</u>)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。 ②<u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。</u></p> <p>③ <現行どおり></p> <p>④ <現行どおり> <削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p><u>②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p><u>(解任方法)</u></p> <p>第20条 <u>取締役は、株主総会の決議により解任する。</u></p> <p><u>②監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p><u>③監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第21条 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">＜削除＞</p> <p><u>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役の業務分掌)</p> <p>第22条 <条文省略></p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い他の取締役がその職務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 <条文省略></p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき</p>	<p>④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役の業務分掌)</p> <p>第23条 <現行どおり></p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序に従い他の<u>監査等委員でない</u>取締役がその職務を代行する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>③前二項にかかわらず、<u>監査等委員会</u>が選定する<u>監査等委員は、</u>取締役会を招集することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>は、この期間を短縮することができる。</p> <p>②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>第26条 <条文省略></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定)</p> <p>第28条 <新設></p>	<p>を短縮することができる。</p> <p>②取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定に</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>業務執行取締役等でない取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任および解任)</p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会において選任および解任する。</u></p> <p>②<u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③<u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>④<u>補欠監査役の予選に係る決議の効力は、当該決議によって短縮されない限り、決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p><u>より、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、<u>会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(任 期)</u></p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>ただし、前条第4項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(報 酬 等)</u></p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任限定)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>第6章 計算</p> <p>第36条 <条文省略></p>	<p><削除></p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の権限)</p> <p>第31条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 計算</p> <p>第34条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第37条 ～ 第38条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;"><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>第36条 ～ 第37条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任限定契約に関する経過措置)</u></p> <p>平成28年6月開催の第73回定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（9名）は定款変更の効力が生じた時に任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	おおひがし ようじ 大東洋治 (昭和21年4月24日生)	昭和45年4月 当社入社 平成9年4月 神戸営業部長 平成12年6月 取締役神戸第一支店長 平成15年6月 常務取締役神戸第一支店長 平成16年2月 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 兵庫海運組合理事長	127千株
2	ひらい きよたか 平井清隆 (昭和19年9月16日生)	昭和39年4月 当社入社 平成7年4月 水島支店長 平成9年6月 取締役中国支店長 平成17年4月 常務取締役中国支店長内航事業担当 平成22年4月 常務取締役中国支店長営業副本部長 平成22年10月 専務取締役営業本部長（現任） 平成26年10月 安全統括担当（現任）	119千株
3	おおいし おさむ 大石修 (昭和24年2月22日生)	昭和48年4月 当社入社 平成15年4月 東京支店長 平成16年6月 取締役東京支店長 平成19年4月 港運・倉庫・外航事業担当 平成21年4月 取締役大阪支店長 平成24年7月 常務取締役大阪支店長 平成25年4月 常務取締役本社営業部長兼倉庫部長 港運・倉庫事業担当（現任） 平成26年7月 AEO統括管理責任者 平成27年7月 常務取締役大阪支店長（現任）	65千株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
4	さとう きよし 佐藤 清 (昭和27年7月2日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年4月 姫路支店長 平成18年6月 取締役姫路支店長 平成21年4月 東京支店長兼務 平成25年4月 取締役 内航事業担当(現任) 平成27年6月 常務取締役(現任) 平成28年4月 姫路支店管掌(現任) (重要な兼職の状況) 七洋船舶管理(株)代表取締役	62千株
5	はしだ みつお 橋田 光夫 (昭和24年11月7日生)	昭和43年4月 三菱倉庫(株) 入社 平成18年7月 長門海運(株) 出向 平成21年6月 長門海運(株) 代表取締役 就任 平成22年3月 三菱倉庫(株) 退職 平成22年4月 長門海運(株) 転籍 平成27年1月 当社入社 外航部長 平成27年6月 常務取締役外航部長(現任) 平成28年4月 東京支店管掌(現任)	1千株
6	たなか やすひろ 田中 康博 (昭和29年5月17日生)	昭和54年4月 (株)兵庫相互銀行(現(株)みなと銀行) 入行 平成17年9月 同行退社 平成17年10月 当社入社 財務・管理部財務課長 平成19年4月 財務部長 平成21年6月 取締役財務部長(現任) 平成24年4月 財務管理本部長(現任)	15千株
7	あづみ たくや 安積 拓也 (昭和35年7月12日生)	昭和58年4月 当社入社 平成20年4月 管理部長兼内部監査室長 平成25年6月 取締役管理部長兼内部監査室長 平成28年4月 取締役管理部長内部監査室管掌(現任)	28千株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
1	まつもと としはる 松本利晴 (昭和29年7月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年8月 大阪支店長 平成18年6月 取締役大阪支店長 平成21年4月 取締役本社営業部担当 平成22年4月 取締役本社営業部統括部長倉庫事業担当 平成23年4月 取締役本社営業部長倉庫事業担当 平成24年10月 取締役姫路支店Y S事業部統括部長 平成26年10月 取締役姫路支店長 平成27年7月 取締役AEO総括管理部門責任者 平成28年4月 取締役AEO総括管理責任者(現任)	62千株
2	かのう じゅんいち 加納諄一 (昭和22年1月2日生)	昭和45年4月 (株)大阪銀行(現(株)近畿大阪銀行) 入行 平成9年6月 大阪新都市開発(株)監査役 平成13年6月 同 監査役退任 平成13年7月 (株)大阪カードサービス (現りそなカード(株)) 総務部長 平成15年4月 (株)近畿大阪銀行退職 平成16年6月 当社社外監査役(現任) 平成17年3月 りそなカード(株)退職	-
3	ごとう だいすけ 五島大亮 (昭和52年7月4日生)	平成18年12月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成23年9月 同 監査法人退所 平成23年10月 五島公認会計士事務所開業 代表(現任) 平成25年6月 当社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 神戸市会議員 五島公認会計士事務所代表 みなと神戸税理士法人社員 税理士	-

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	あかぎ じゅんこ 赤木 潤子 (昭和42年5月15日生)	平成23年12月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 忽那法律事務所 入所 平成25年10月 同事務所 退所 平成25年12月 弁護士名簿登録換え(兵庫県弁護士会) 神戸ブルースカイ法律事務所 入所(現任) 平成27年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 神戸ブルースカイ法律事務所 弁護士	-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加納諄一氏、五島大亮氏及び赤木潤子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
- (1) 加納諄一氏を社外取締役候補者とした理由は、監査役の経験を有し企業統治に関する総合的な識見をもっていることから、社外取締役候補者といたしました。
- (2) 五島大亮氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、企業財務に関する監査の経験を積み、公認会計士・税理士としての専門的な識見をもっていることから、社外取締役候補者といたしました。
- (3) 赤木潤子氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に直接関与された経験はありませんが、海事や企業法務に関する研鑽を積み、弁護士としての専門的な識見をもっていることから、社外取締役候補者といたしました。
4. 赤木潤子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
5. 責任限定契約
- 当社と加納諄一氏、五島大亮氏及び赤木潤子氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏の選任が承認された場合には、同様の内容の責任限定契約を継続する予定であります。
- また、松本利晴氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、加納諄一氏、五島大亮氏及び赤木潤子氏の3氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。本議案が承認可決された場合は、3氏を引き続き独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第48回定時株主総会において年額120,000千円以内とご承認いただき、今日に至っております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額をこれまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額120,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額25,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

以 上

《株主総会会場ご案内図》

会場 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 10階



交通 市営地下鉄西神・山手線「県庁前駅」下車すぐ
JR西日本「元町駅」・阪神「元町駅」下車徒歩約10分